

無余地性の基準の判断に当たり
諸般の事情を考慮した事例

1. 北海道札幌市 「エキヒロ cafe・イルミネーション」
2. 東京都豊島区 「巣鴨商店街アーケードドライミスト」
3. 神奈川県横浜市 「反町イルミネーションプロジェクト」
4. 新潟県新潟市 「萬代橋誕生祭」
5. 石川県輪島市 「輪島朝市」
6. 愛知県名古屋市 「名古屋市総合計画」
7. 大阪府大阪市 「福島区駅前活性化プロジェクト」
8. 鳥取県境港市 「水木しげるロード」
9. 広島県広島市 「四季の花設置事業」
10. 鹿児島県鹿児島市 「コミュニティサイクルポートかごりん」

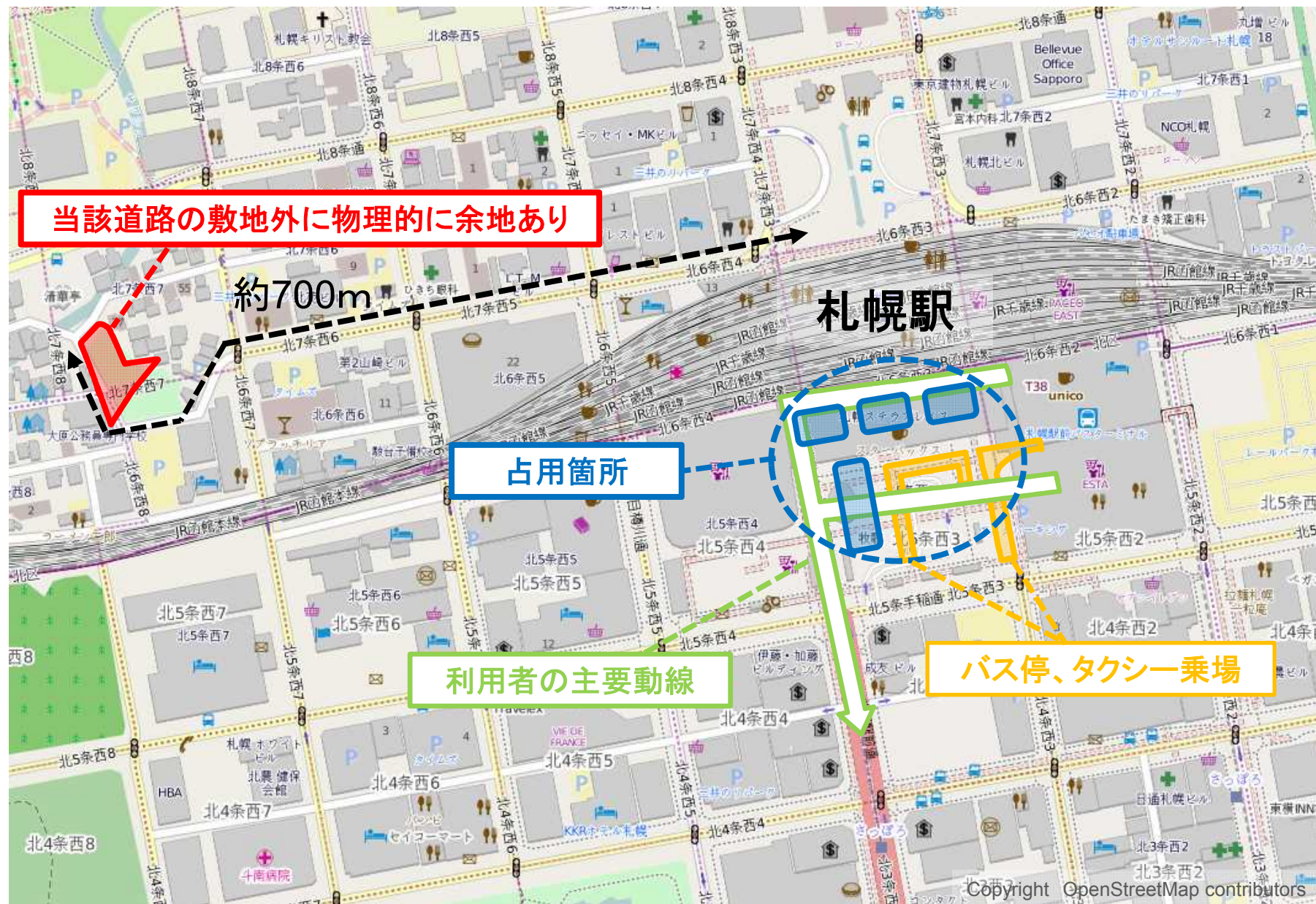
1. 北海道札幌市「エキヒロ Cafe・イルミネーション」

道路管理者	札幌市
占用主体	札幌駅前通地区活性化委員会
占用の場所	主要道道札幌停車場線(JR 札幌駅南口駅前広場)
占用期間	(Cafe)平成 29 年 6 月 23 日～平成 29 年 9 月 25 日 (イルミネーション)平成 29 年 11 月 6 日～平成 30 年 3 月 21 日
主な 占用物件	露店(道路法第 32 条第 1 項第 6 号) イルミネーション(道路法第 32 条第 1 項第 1 号)
無余地性の 基準の概要	占用の場所から約 700m離れた位置に余地が存在するが、占用の場所は、高い交通結節点機能を有し、地元民はもとより多くの観光客等が利用している札幌駅から目抜き通りである札幌駅前通りへ向かう主要動線上にあることから、利用者の利便性や地域の賑わい創出の効果を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断した。



写真出典：札幌駅前通地区活性化委員会

無余地性の基準の概要



2. 東京都豊島区 「巣鴨商店街アーケードドライミスト」

道路管理者	国土交通省関東地方整備局
占用主体	巣鴨駅前商店街振興組合
占用の場所	国道 17 号(巣鴨駅前商店街アーケード)
占用期間	平成 29 年5月1日～平成 34 年3月 31 日
主な 占用物件	ドライミスト装置(水道管)(道路法 32 条1項2号)
無余地性の 基準の概要	巣鴨駅前商店街アーケードにドライミスト装置を設置するもの。道路敷地外の余地として、商店街各店舗等の軒下があるが、各店舗等の軒下に設置した場合、ドライミストの効果を受けるにはアーケードの端を通行する必要があるため、利用者の利便性を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断した。



写真出典: 関東地方整備局

